

女性法律家

拡大する新時代の活動分野

三淵 嘉子

永石 泰子

佐藤 欣子

鍛冶千鶴子

山本 清子

宇野美喜子

若菜 允子

土肥 幸代

石川恵美子

大脇 雅子

松尾 和子

笠原 郁子

伊藤 廸子



有斐閣選書

女性法律家

拡大する新時代の活動分野

執筆者
代表者 三淵嘉子



有斐閣
選書

女性法律家

〈有斐閣選書〉

昭和58年6月20日 初版第1刷印刷

昭和58年6月30日 初版第1刷発行

定価 1,500 円



執筆者	み	ぶち	よし	こ
代表	三	淵	嘉	子
発行者	江	草	忠	允
発行所	株式	有	斐	閣
	会社			

東京都千代田区神田神保町2～17
電話 東京(264)1311(大代表)
郵便番号〔101〕 振替口座東京6-370 番
京都支店〔606〕 左京区田中門前町44

印刷 凸版印刷・製本 稲村製本

©1983, 三淵嘉子. Printed in Japan
落丁・乱丁はお取替えいたします。

ISBN 4-641-02339-5

はしがき

穂積重遠博士が民法の講義の中で、確か其角が荻生徂來のことをよんだ「梅ヶ香や隣は何をする人ぞ」という句を紹介され、「梅ヶ香や隣は女性法律家」といわれるように奥床しくよき隣人であって欲しいと語られた。爾來、私にとって人生の指針の一つになっているが、すべての法律家が心すべきことと思う。

女性の専門職としての法律家の誕生は、明治時代に実現した医師や学校教師に比べると大変に遅れ、昭和の第二次世界大戦直前のことである。法治国として法律が社会秩序の基盤とされる実体が日本に整わなければ、法律家という職業は一般的にならなかったのであるから当然のことといえよう。

戦後、国民の権利意識の高まりと価値観の多様化に伴って人間関係は複雑多岐になり、その最終的解決は裁判所の判断に俟つことになるので、裁判の対象となる事件の範囲が拡がるとともに専門性が要求されてきて、法律家に対する社会的要請は大きく拡がっている。そんな時代を反映して女性法律家への要請も高まっており、しかも既に四〇年余の実績をもつ女性法律家が、実務処理の上で女性差別を感じることはないし、これに係わる一般庶民の側にも女性であるからと懸念するようなことは殆どないのでなかろうか。

女性法律家の八〇％余りは弁護士である。弁護士は原則として医師のように専門分野を掲げてはいないので、どんな種類の事件でも一応、取り扱うことになっているが、法律問題が多方面にわたり、専門的知識を必要とする事件が増えて来たので、おのずから得意とする事件の傾向が分かれて来ている。女性弁護士は家事事件や一般の民事事件を扱っているのではないかと想像され勝ちであるが、本書の記述にもあるとおり、経済的・国際的にも実に多方面のしかも専門的知識を必要とする部門で活躍しておられるのには、同業者の私が目を見張るほどである。弁護士業の中に広く女性が溶け込んでしまつて今や女性弁護士という呼称は性別を表わす以外何の意味もない。しかし、その中で女性弁護士が光彩を放っているのは、女性差別事件に対する熱心な取り組みであろう。停年に関する女性差別を次々に打破した労働事件をはじめとして、種々の女性差別事件にかける女性弁護士の使命感に燃えた活動が男女差別の解消に果たした役割は大きい。

有斐閣の前編集部長三倉三夫氏や中沢郁代氏から女性法律家についての企画のお話があり、「法律家」としてどのような活動をしているのか具体的にしかも読みやすいものということで、十三人の弁護士で法律専門職を選んだ理由や各自の仕事について書いてみることにした。私のような戦前派から、男女平等の教育を受けて育った若い人たちまで、また、はじめから法曹への途を歩んで来た人の外に、一旦家庭の人となつてから改めて法曹としての勉強をはじめた人など経歴の異なる人たちに、しかもできるだけさまざまな分野に活動される人たちで女性法律家像を描き出せたらと考えた。また

仕事の分野では、専門的な裁判手続の進行やそれに伴う業務の数々についても、扱った事件をもとに、できる限りわかりやすく記述することに努めた。

執筆者は皆弁護士で現役の裁判官や検察官はいないが、何人かの元任官者が在官時代の経験を述べることにした。また学者については、法律と係わりなく大学制度の中の女性研究家という問題があるのではないかとということで外すことにした。

女性法律家のごく一部の人たちのそれぞれの生き方の記録にすぎないが、女性法律家の仕事や生活を理解する上で参考になれば幸である。

昭和五八年五月

執筆者代表

三 淵 嘉 子

執 筆 者 (執筆順)

三淵 嘉子 (みぶち よしこ)

永石 泰子 (ながいし やすこ)

佐藤 欣子 (さとう きんこ)

鍛冶千鶴子 (かじ ちずこ)

山本 清子 (やまもと きよこ)

宇野美喜子 (うの みきこ)

若菜 允子 (わかな まさこ)

土肥 幸代 (どひ さちよ)

石川恵美子 (いしかわ えみこ)

大脇 雅子 (おおわき まさこ)

松尾 和子 (まつお かずこ)

笠原 郁子 (かさハラ いくこ)

伊藤 廸子 (いとう みちこ)

目次

Ⅰ 女性法律家の誕生とその歩み

1 私の歩んだ裁判官の道……………三淵 嘉子

——女性法曹の先達として——

2

一 はじめに 2

二 戦前の女性の生き方 3

教育における男女の差別 女性と弁護士 明治大学入学

女性弁護士の誕生 弁護士試験補時代 第二次世界大戦中

裁判官志望

三 女性法曹の任官 13

戦後の法曹の機構 初期の女性裁判官 女性裁判官と転勤

女性裁判官と家庭裁判所 女性裁判官の躍進

生涯をかける仕事として



裁判官・検察官の職務

2 女性法曹に開かれた裁判所の扉……………永石泰子

24

——民事事件をめぐる裁判官と弁護士——

一 女性裁判官が数名しかいなかった頃 24

法曹としての巣立ちを裁判官として 女性裁判官への風当たり

女性を理解する？ 判事補制度 判事補と法曹一元

なりたての判事補

二 民事の裁判のこと 30

裁判と庶民感覚 民事裁判と証拠 真相は藪の中 七五三

論議 誤判の恐れを知る 裁判官に求められるもの「地味で

細かく、かつ大胆に」 人間が嫌いでは困る 裁判が遅い

三 弁護士としての歩み 38

裁判官の感覚との落差 当事者のとどかぬ思い 法曹一元の

実現を！ 人の痛みがわかること 弁護士冥利

3 検事、国連そしてマスコミの世界へ

道なき道にいどむ……………佐藤欣子

——ある女性検事の歩んだ道——

一 はじめに 43

二 地検時代 44

女と法律 検事の職域 五人目の女性検事 人間はなぜ立

ち直れるのか 起訴猶予者に対する更生保護 忘れ得ぬ事件

三 国際社会の中で 52

国連人権フェローシップ カナダの刑事司法 アジ研時代

ときに歌は友の心に 取引の社会 青少年白書と国際比較調

査

3

さまざまな分野の弁護士活動

4 弁護士として三十二年……………鍛冶千鶴子

62

——その働きがい・生きがい——

一 はじめに 62

女性も弁護士になれる！ 「社会科」を目指して 「婦人科」

も「家庭科」も

二 訴訟活動の中から 66

——行政事件訴訟を中心に——

損害補填請求事件（納税者訴訟）——いわゆる退職金違法支出事件——

違法支出金補填請求事件（住民訴訟）——いわゆる議長交際費違法支出事件——

三 おわりに 81

5 行きつくところまで行った借地のトラブル……………山本清子

——ある民事事件の体験——

一 プロローグ 84

二 法律的無知のこわさ 86

単純な地代滞納から事件が始まる 無断で新築を始めた借地人

——地主の譲歩で和解へ—— 皆さんの建築資金プラン——計

画は次々挫折——

三 事件処理に向けて 92

遂に法律的処置——土地の賃貸借契約解除へ—— 建物の占有

権移転禁止の仮処分 虫のいい債権者たち 係争中の建物に

無断入居者——悲しき家族たち——

四 新築建物の取壊し 98

いい気な債務者 最後の手段、建物収去土地明渡しの強制執行

五 エピローグ 101

6 多様な家庭紛争

解決へのためまぬ努力……宇野 美喜子

——家事事件の経験——

一 日々の仕事 104

代理人として 遺言の執行等 法律相談など 多岐にわたるテーマ

二 家事調停について 110

審判と調停 調停の進め方 よい調停委員とは

三 家庭紛争の解決 113

家庭紛争の特色 家事事件の意義を考える 解決に関与して

四 弁護士になるまで 116

何とかしなくては 司法試験に注目 受験勉強のころ 本

当にむずかしいこと

7 企業法務の実態……………若菜允子

——会社顧問弁護士の役割を中心に——

121

一 はじめに 121

二 企業における法律問題 122

会社の機関をめぐる問題 企業活動に関する問題

三 顧問弁護士の活動 127

紛争予防のための活動 紛争解決のための活動

四 おわりに 138

8 無罪の判決を得るまで……………土肥幸代

——ある刑事事件の体験——

140

一 私の日常生活 140

夫婦共同事務所をもって 仕事のあれこれ 家事とのきりか

え

二 ある刑事事件を引き受けて 144

事件は日々に新たなり 受任のきっかけ 事件のあらまし

被告人の弁解 事件内容の検討 被告人との接見・打ち

合わせ 現場の下見

三 刑事公判廷での活動 152

公判廷での攻防戦 現場検証での成果 新事実の発見 保

釈に至るまで 被告人は無罪!! 控訴——無罪確定

四 弁護士について思うこと 159

弁護士の生きがい 弁護士という職業

9 問題児・素晴らしい活力の持主たち……………石川 恵美子

——少年事件の経験から——

10

働く人たちとともに……………

大脇雅子

180

——労働・公害事件の体験——

一 労働法との出会い 180

旅立ち 労働法を学ぶ 子育てと仕事

二 働き続ける権利のために 183

一 弁護士と非行少年とのかかわり 161

真夜中の電話 非行少年は家庭裁判所へ 鑑別所・調査官

憎まれっ子の涙 初対面は真剣勝負 家裁の結論——保護処分

少年院で学んだもの 付添人の仕事の目的

二 少年のかかえている問題 169

付添人でなくなってから始まる仕事 車・免許 信用するのも

命がけ 入れ墨 前歴——若気のあやまち つっぱりツケ

今、起こりつつあること

三 おわりに 178

山一証券結婚退職制事件 勝訴、そして退職 労働事件の打ち

合わせ NBN三〇歳若年定年制事件 働き続ける女たち

婦人労働は補助的か 帝国興信所生理休暇事件 樂天的に生き

る

三 健康と環境を守って 191

東山保育園日照権事件 損害賠償を求めて 津島市一カ町村

ゴミ焼却場事件 ゴミにまみれた半年間 忌避申立て——そし

て工事中止 二年半の対話と交渉 草の根の住民自治

四 おわりに 199

11 経済界における公正な競争秩序のために……………松尾和子

——工業所有権法を専門とする大型共同事務所の場合——

一 プロローグ 201

二 事務所のあらまし 202

三 弁護士と弁理士の協力 204